

『支所機能拡充』を求める要望に対する川口市からの回答書

2013.5.2

部 課 所 名	要望番号	要 望 事 項	回 答
市民生活部 芝支所	1	支所機能を市民が必要とする、全ての相談、申請、手続きができるように拡充すること。そのための職員を配置してください。	地域に密着した支所では、現在、住民情報をあじめ、証明発行や市税の収納、国民年金、医療費支給申請など、10 部、28 課、181 種類に及ぶ業務を処理しております。なお、支所の窓口では、判断や認定、相談等、専門的な知識、権限を必要とする業務は取り扱うことはできませんが、こうした事務に関しては、お客様の個々の事情に応じ、関係各課と連携し柔軟な対応に努めて参りたいと存じます。
危機管理部 防災課	2-1	地域防災、まちづくりの拠点に相応しく支所、公民館などの拡充をしてください。	地域防災に関する支所の役割につきましては、所管区域の災害情報の収集・整理を行い、地域内の災害情報の収集伝達拠点として機能するよう位置付けております。また、公民館につきましては、地域防災拠点として、自主防災組織と連携し、災害時の活動拠点と位置付けております。なお、これらの活動が有効に実施できるよう、支所、公民館には、災害対策本部との連絡手段として、移動系防災無線機を配備しております。今後も、地域住民の方々の協力を得て、迅速に災害対応が出来るよう図ってまいります。
学校教育部 学校保健課	2-2	東日本大震災の教訓をうけ、学校給食を自校方式へ見直してください。	本市の学校給食は、自校調理方式及びセンター調理方式のそれぞれのメリットを考慮し、併用して運営しております。小学校につきましては、建て替えや大規模修繕の際に、センター調理校の自校調理校への変更を含め、施設の規模や財政面等を勘案し検討して参ります。
企画財政部 総合政策課	3	各地区を地方自治法上の地域自治区とし、各自治区に職員を配置し、地域協議会を設置してください。	本市では平成21年4月に施行いたしました川口市自治基本条例において、地域における自治を推進するための組織として町会、自治会等の地縁による団体を、自治を実現する担い手として尊重することが定められています。さらに、本市は、古くから町会活動が活発であり、町会相談員制度などを通じて、地域の意見を行政運営に反映するよう務めているところです。今後も町会、自治会等の地縁団体を尊重し、協力しながら、各地区の特色を活かしたまちづくりを進めて参りたいと考えておりますことから、地域自治区の設置は考えておりません。
理財部 管財課	4	新庁舎建設について、全市民に情報の公開と説明し、意見を聴く場をつくってください。	新庁舎建設につきましては、現在、川口市庁舎建設審議会におきまして、新庁舎の建設場所の選定に向けて、慎重なご審議をいただいているところでございます。なお、この審議会の資料や会議録につきましては、市ホームページに公開しており、さらには、市政情報コーナーで閲覧することができるようになっております。また、意見を聴く場といたしましては、6月以降に評価の視点について、パブリック・コメントを行い広く市民の皆様のご意見を伺う予定でございます。
福祉部 長寿支援課 障害福祉課	5-1 5-2	高齢者、障害者が本庁舎まで出掛けることなく、身近な支所でことぶき証の発行や各種相談・手続きを出来るように、早急に改善してください。	ことぶき証につきましては、現在ことぶき証自体の内容及び配布方法等の見直しを進めているところでございます。従いまして、ことぶき証の支所での発行につきましては、見直し等の結果により、対応を検討して参りたいと存じます。【5-1】 障害者の相談・手続きにつきましては、本庁舎だけでなく、市内10地区にそれぞれ障害者相談支援センターを配置し、対応しているところでございます。また、本庁舎や障害者相談支援センターまで来所出来ない方については、ケースワーカーや相談員が家庭訪問により対応しております。【5-2】